

入院患者の誤嚥事故

【質問】

先日、入院中の患者さんが食事中に食べ物をのどに詰まらせて騒ぎになりました。幸い、すぐに看護師が対応して事故には至りませんでした。患者さんの誤嚥事故についてどのような点が問題になるのでしょうか。

【回答】

医療機関及び医療従事者として入院中の患者の状態に応じた適切な介助、監視が求められます。とくに高齢や年少の患者に関して、食事などを提供する場合その患者の状態に応じて食事中の誤嚥、誤飲の可能性を考え適切な対応をしなければなりません。

入院患者に誤嚥事故が生じた場合、医師、看護師など医療従事者側に何らかの過失が認められれば、医療機関及び関与した医療従事者は法的な責任を負うことになります。

誤嚥に関する注意義務として

- ① 誤嚥事故発生時の緊急対応上の注意義務
- ② 食事介助、監視上の注意義務
- ③ 食材選択上の注意義務
- ④ 体制整備、医療従事者に対する教育指導上の注意義務

などが挙げられます。

誤嚥事故発生時の緊急対応は、時機に遅れず適切に対処することが求められますが、その具体的内容として、異物の除去、気道の確保、人工呼吸等の処置、また容態が安定したように見えても引き続き患者の状態を観察することなどが挙げられます。

食事介助、監視の具体的内容として、一口ごとに食べ物をそしゃくして飲み込んだか否かを確認する、患者のもとを離れる場合でも頻回に見回って摂食状況を見守る、最後一口を食べさせた後もしばらくは様子を見る、頸部を前屈させる、患者の手、口腔内を清潔にするなどきめ細かい対応が求められます。

この場合、患者の嚥下障害の有無、程度、提供した食べ物の種類、大きさなどから嚥下しやすい食べ物であるか、嚥下しにくい食べ物であるか等の要因によって必要とされる食事介助、監視の程度が判断されます。

病院に入院していた高齢の患者の誤嚥に関する裁判例（福岡地裁平成19年6月26日判決）があります。

これは、病院入院中の高齢の患者がおにぎりを誤嚥して窒息死、その後、死亡したことについて同患者の相続人が担当看護師及び病院に対して損害賠償請求をした事案です。

原告は「担当看護師は、患者が誤嚥しないように、また、誤嚥した場合には直ちに吐き出させるために見守りをすべきであったにもかかわらず、これらを怠った過失がある」と主張し、被告は「担当看護師は、夕食を与えた後、摂食の様子を十分に確認した上で、しかも約5分おきに患者の状態を確認していた。したがって、担当看護師に過失はない」と主張しました。

これに対する裁判所の判断は次のとおりです。

患者は、軽度ではあるが嚥下障害が続き、嚥下状態が悪かった上、担当看護師は、本件事故前日の朝食時に牛乳を飲ませた際に患者が咽せたことを現認していた。また、患者は、義歯を装着しなければ、うまく食塊形成や送り込みができずに誤嚥の危険性が増す状態にあったところ、担当看護師も、誤嚥防止のため義歯を装着するように指示されていることを認識しており、しかも、夕食を提供する際に患者に対し義歯装着を勧めたが、これを拒否されたため、義歯を装着させないまま、嚥下しにくい食べ物であるおにぎりを患者に提供したのであるから、より一層誤嚥の危険性を認識していたというべきである。

このような場合、担当看護師としては、患者が誤嚥して窒息する危険を回避するため、介助して食事を食べさせる場合はもちろん、患者が自分一人で摂食する場合でも、一口ごとに食べ物をそしゃくして飲み込んだか否かを確認するなどして、患者が誤嚥することがないように注意深く見守るとともに、誤嚥した場合には即時に対応すべき注意義務があり、仮に他の患者の世話などのために患者の許を離れる場合でも、頻回に見回って摂食状況を見守るべき注意義務があったというべきである。

しかるに、担当看護師は、これを怠り、患者の摂食・嚥下の状況を見守らずに、約30分間も病室離れていたため、患者がおにぎりを誤嚥して窒息したことに気づくのが遅れたのであるから、担当看護師にはこの点につき過失がある。

なお、仮に被告らの主張に従って5分程度の間隔で摂食状況を確認していたとしても、前記認定のとおり患者は誤嚥する危険性が高かったのであるから、準夜帯で看護師の人数が少なく、夕食の世話をすべき患者が多いことを考慮にいれても、5分おきの見回りではならず、少なくともより頻回な見回りをすべきであったというべきである。

この判決は、患者の嚥下状態が悪い、義歯を装着していないという現在のリスクを看護師が認識していた点を重視し、担当看護師の過失を認定したものと解されます。

食材選択についての注意の具体的内容としては、嚥下しにくい食べ物を選択しないこと、嚥下しやすい状態に加工して嚥下しやすい大きさに切り分けたりして提供することなどが挙げられます。

これまで訴訟で問題となった食材としてかまぼこ、パン、粥、おにぎり、こんにゃくとはんぺんなどがありますが、実際の裁判例では、嚥下しにくい食材の提供それ自体に過失を認めることは少なく、そのような嚥下しにくい食材を提供する以上、食事の介助監視はより一層の注意義務が課せられると判断することが多いようです。

体制整備、教育指導上の注意としては、誤嚥防止の意識を医療従事者に理解させ実践させること、そのような注意義務を履行継続できるよう人的体制を整備すること、そのために、新人研修の実施、教育マニュアルの作成周知、患者の摂食嚥下能力を考慮した看護計画を策定することなどが求められます。

以上の誤嚥事故防止の注意義務は、患者の状態に応じた適切な対処という観点から患者の状態によって内容、程度の軽重があり、一律のものではありません。

医療側としては、患者の摂食・嚥下能力、食材の種類、性質などのリスク要因を十分に把握し、看護計画、看護日誌などに反映させながら適切な対応をすることが肝要です。